

「仙台市いじめSNS相談・24時間いじめ相談専用電話」業務委託候補者選定審査要領

1 目的

この要領は、「仙台市いじめSNS相談・24時間いじめ相談専用電話」業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて応募のあった企画提案書を審査し、同業務の委託候補者を選定するために必要な事項を定める。

2 選定委員会の設置

上記1の委託候補者を選定するため、「仙台市いじめSNS相談・24時間いじめ相談専用電話」業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

3 選定委員会の構成

- (1) 選定委員会は、別表1の委員をもって構成する。
- (2) 選定委員会の委員長は、仙台市教育局学校教育部長とする。また、副委員長は学校教育部参事とする。
- (3) 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (4) 選定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (5) 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければならない。
- (6) この要領に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

4 審査事項

選定委員会は、実施要領に基づき提出された企画提案書の内容を、「仙台市いじめSNS相談・24時間いじめ相談専用電話」業務委託選定基準により、5項目の審査項目で審査する。

5 選定方法

上記4の審査により、企画提案の配点の合計点について最高点をとった者と選定する。なお、同点の評価になった場合は、選定委員長が判断する。

（別表1）

仙台市いじめSNS相談・24時間いじめ相談専用電話（仮称）業務委託候補者選定委員会名簿

職名	役職
仙台市教育局学校教育部長	委員長
仙台市教育局学校教育部参事	副委員長
仙台市教育局学校教育部教育相談課長	
仙台市教育局学校教育部教育相談課主幹兼教育相談班主任指導主事	
仙台市教育局総務企画部総務課長	
仙台市子供未来局いじめ対策推進室担当課長	